

07.55

大学、試験研究機関等を対象とした手数料
等の軽減について（特施令10条3号）
（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の（1）から（7）までのいずれかに該当する大学、試験研究機関等は、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条3号、12条3項、手数料令1条の4第3項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

（1）大学等研究者（特施令10条3号イ）

大学等研究者とは、次のア. からウ. までのいずれかに該当する者をいう。

ア. 学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）

イ. 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者

ウ. 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

（2）大学等（特施令10条3号ロ）

大学等とは、次のア. 又はイ. に該当する者をいう。

ア. 大学若しくは高等専門学校を設置する者

イ. 大学共同利用機関法人

（3）承認TLO（特施令10条3号ハ）

大学等技術移転促進法第4条第1項の承認を受けた実施計画（同法第5条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。）に係る特定大学技術移転事業^{注2}を実施する者

（4）試験研究独立行政法人（特施令10条3号ニ）

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であって特許法施行令別表に掲げるもの

（5）試験独法関連TLO（特施令10条3号ホ）

特許法施行令別表に掲げる独立行政法人の研究成果に係る特許権等に移

転する事業を行う者

- (6) 公設試験研究機関（特施令10条3号へ）

公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うもの）を設置する者（地方公共団体）

- (7) 試験研究地方独立行政法人（特施令10条3号ト）

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）のうち、同法第68条第1項に規定する公立大学法人以外のものであって試験研究に関する業務を行うもの

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減の申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合には以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、1. の各要件に応じ、以下に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項）。

- (1) 大学等研究者（特施規74条の2第14号）

大学等研究者であることを証明する書面

- (2) 大学等（特施規74条の2第15号）

大学等であることを証明する書面

- (3) 承認TLO（特施規74条の2第16号）

特定大学技術移転事業^{注2}の実施に係るものであることを証明する書面

- (4) 試験独法関連TLO（特施規74条の2第17号）

特許法施行令別表に掲げる独立行政法人の研究成果に係る特許権等を移転する事業の実施に係るものであることを証する書面

- (5) 公設試験研究機関（特施規74条の2第18号）

公設試験研究機関を設置する者であることを証する書面

- (6) 試験研究地方独立行政法人（特施規74条の2第19号）

以下のア. 及びイの証明書を添付する。

ア. 地方独立行政法人であることを証する書面

イ. 業務として試験研究を行うものであることを証明する書面（定款等の写し）

（新規改訂平成令和3-1-2・4）

^{注1} 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当

該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。

注² 特定大学技術移転事業の対象となる研究成果は、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における技術に関する研究成果であって、国以外の者に属するものである（大学等技術移転促進法2条1項）。

注³ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。